

岐阜県公報

第二千七百十八号
平成二十一年九月一日

(火曜日)

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 五七二

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 五七二

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

(農業振興課) 五七二

企業管理規程

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

(水道企業課) 五七二

告示

産業廃棄物処理施設の設置許可の申請有害興行の指定

(廃棄物対策課) 五七三

保安林に指定する予定である旨の通知

(男女参画青少年課) 五七四

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 五七四

保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

(同) 五七七

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 五七八

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五八〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 五八〇

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五八一

訓令

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五八一

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) 五八二

公示

平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施

(商工政策課) 五八二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五八三

平成二十一年度技能検定(後期)の実施

(労働雇用課) 五八五

規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「歯科技工士試験委員」を「歯科技工士国家試験委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表医療整備課の部歯科技工士試験委員の項中「歯科技工士試験委員」を「歯科技工士国家試験委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成十三年岐阜県規則第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「農業者等は、」の下に「別に知事が定める」を加え、「別記第一号様式」及び「別記第二号様式」を削る。

第十一条第一項中「前条第二項」を「前条」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式 別記

別記第三号様式中「専業農業者等」を「その他助成・補助費」に、「米産額付利率」を「米産額付利率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第二号

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

（岐阜県公営企業文書規程の一部改正）

第一条 岐阜県公営企業文書規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に後段として次のように加える。

この場合において、岐阜県公文書規程第三十五条第一項第一号「中」総務部財政課所管のもの」とあるのは、「公営企業会計に係るもの」と読み替えるものとする。

（岐阜県公営企業財務規程の一部改正）

第二条 岐阜県公営企業財務規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第五十五条（見出しを含む。）中「除権判決」を「除権決定」に改め、「受けたときは」の下に、「除権決定の正本を徴し」を加える。

第五十六条中「除権判決」を「除権決定」に、「判決書」を「除権決定の正本」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、当該設置許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。）を提出することができる。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 事業の名称

株式会社河村産業 産業廃棄物処理施設（廃油の焼却施設等） 設置許可申請

二 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

岐阜県中津川市福岡四〇五三番地六

株式会社河村産業

代表取締役 河村 弘造

三 産業廃棄物処理施設の設置場所

岐阜県中津川市福岡字下柏原四〇五三番九 外一筆

四 産業廃棄物処理施設の種類

廃油の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三〇号。以下「令」という。）第七条第五号に該当する施設）

廃プラスチック類の焼却施設（令第七条第八号に該当する施設）

その他の産業廃棄物の焼却施設（令第七条第十三号の二に該当する施設）

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くず

六 設置許可申請年月日

平成二十一年三月十二日

七 縦覧の場所並びに期間及び時間

縦覧の場所

1 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜県岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県東濃振興局恵那事務所環境課 岐阜県恵那市長島町正家後田一〇六七番七

中津川市生活環境部環境政策課 岐阜県中津川市かやの木町二番一号

縦覧の期間及び時間

2 平成二十一年九月一日（火）から平成二十一年九月三十日（水）までの午前九時

三十分から午後四時三十分まで（県及び中津川市の機関の休日を除く。）

八 意見書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十一年九月一日（火）から平成二十一年十月十四日（水）までの午前九時

三十分から午後四時三十分まで（県の機関の休日を除く。）。ただし、郵送による場

合は、平成二十一年十月十四日（水）までの消印のあるもの限り受け付けるもの

つづ。

2 提出先

岐阜県環境生活部廃棄物対策課(千五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市藪田南二丁目一番一号)又は岐阜県東濃振興局恵那事務所環境課(千五〇九 七二〇三 岐阜県恵那市長島町正家後田一〇六七番七一)

岐阜県告示第五百十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名	等
映画	闇のまにまに	人妻・彩乃の不貞な妄想	新東宝	映画
	闇のまにまに	人妻・彩乃の不貞な妄想 予告篇	新東宝	映画
	よがり妻		新東宝	映画
	男で愛して女でも愛して	盗まれた情火	新日本	映画
OL空手乳闘	ねっちり娘たち	まん性白濁まみれ	オーピー映画	映画
	OL空手乳闘	興まで突き入れて	オーピー映画	映画

2 指定年月日
平成21年9月1日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町天生字池ノ奥三七の二、三七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町戸谷字野々谷三八三、字高沢上四一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字野々谷三八三・字高沢上四一三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町三川原字芦谷口四四七の一、字わすへ坂七三三、字芦谷七四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市久々野町有道字久左工門坂三七〇の二、三七〇の三、三七〇の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市高根町野麦字上小谷五六八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町大谷字姥懐二〇三の六

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市古川町黒内字大パンサ二二〇、字親父畑二二二六
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市河合町天生字西ヶ洞三〇、三二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市古川町畦畑字廻り洞一七六三の八、一七六三の一八

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十八号

保安林の平成二十一年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十一年九月一日

岐阜県公営企業 田 兼

保安林 単位区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養 保安	土砂流出 防備保安林
高原川	高山市(旧上室村の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域に限る。)	1,508.34	416.44
宮川	高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域を除く。)	2,862.38	513.78
庄川	高山市(旧荘川村の区域に限る。)、大野郡	1,350.93	872.88
飛騨川上流	高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)	1,004.19	186.71
飛騨川中流	下呂市	1,078.15	379.07
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	120.90	258.45
長良川上流	郡上市	971.86	538.77
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	634.42	649.19
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,619.43	1,094.71
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	166.45	416.60
木曾川	中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。)	697.14	809.43
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	57.64	555.92
矢作川	恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	47.86	260.64

干害防備保安林	
郡上市(旧大和町の区域に限る。)	2.84
郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	4.56
郡上市(旧明室村の区域に限る。)	2.96
恵那市(旧恵那市の区域に限る。)	1.46
中津川市(旧福岡町の区域に限る。)	2.24
下呂市(旧金山町の区域に限る。)	2.30
高山市(旧高山市の区域に限る。)	1.90
高山市(旧朝日村の区域に限る。)	3.22
高山市(旧高根村の区域に限る。)	0.61
飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)	0.96
岐阜市	3.77
郡上市(旧明室村の区域に限る。)	2.46
郡上市(旧和良村の区域に限る。)	1.12
多治見市(旧多治見市の区域に限る。)	2.58
下呂市(旧金山町の区域に限る。)	10.18
高山市(旧国府町の区域に限る。)	1.48

岐阜県田兼課田田十七号

土地公法(昭和三十六年法律第百二十九号)第三十條の第三項及び同法の施行令(昭和三十六年政令第一四九号)第一條の規定により次のとおり指定する。

平成二十一年九月一日

岐阜県公営企業 田 兼

一 起業者の名称
岐阜県厚生農業協同組合連合会

二 事業の種類

岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院移転新築事業及びこれに伴う附帯事業並びに市道拡幅工事及び農業用排水路付替工事（以下「本事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県高山市中切町地内

2 使用の部分

岐阜県高山市中切町地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第一号、第五号、第二十四号及び第三十五号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岐阜県厚生農業協同組合連合会は、経営管理委員会において本件事業の実施を決定するとともに財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院（以下「本施設」という。）の移転新設及び進入路の設置並びに市道拡幅工事及び農業用排水路付替工事を行うことにより、本施設利用者の増加による施設の狭隘化及び本施設の老朽化の解消を図るものである。

本施設は、昭和十四年に高山市大新町五丁目地内に開設以来、高山市と近隣の飛騨市、下呂市及び白川村の中核病院として、一般医療の他、高度で専門的な医療を提供している。また、健診事業や僻地医療に取り組み、地域に欠かせない医療機関となっている。しかしながら本施設は、開設以来の医療技術の進歩に伴う高度医療機器の導入、利用者増加に伴う狭隘化及び老朽化に対応するため重ねて実施してきた増改築が限界となっている。さらに、現在の本施設には大規模災害に備えた耐震対策が施されておらず、整備が必要である。加えて、利用者の大半が自動車で来院

するため、駐車場の混雑が日常化しており、既存の駐車場数では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。

本件事業によって病院施設が整備されることにより、本施設の来院者の利便性が向上し、狭隘化及び老朽化が解消されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財は確認されておらず、起業者が平成二十一年六月に実施した調査によると、希少な動植物の存在について一部確認されたものの、病院施設に伴う影響は少ないものとされているため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した四案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、施設整備の目的を遂行するため必要な最低限の病院施設等を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設の来院者の利便性が向上するとともに、医療機能の充実による質の高い医療が提供されることが期待され、また、建物の老朽化が著しいことから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

高山市役所保健部健康推進課

選挙管理委員会告示

とおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

平成二十一年九月一日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
宮川勝後援会	杉江正光	加藤 義 彦	羽島郡岐南町伏屋4 113
安田しげきを育てる会	安田茂樹	安田久喜江	羽島郡岐南町三宅1 216
渡邊昌俊後援会	渡邊 聖	渡邊正樹	加茂郡白川町水戸野120

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
武芸川町武藤ようじ後援会	杉本富夫	杉下忠男	関市武芸川町平682 2	衆議院議員	武 藤 容 治

平成二十一年九月一日

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項を次のとおり告示する。

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧

自由民主党恵那市支部	主たる事務所の所在地	恵那市長島町中野大崎	恵那市長島町正家1
自由民主党岐阜県第五選挙区支部	主たる事務所の所在地	多治見市白山町45-1	多治見市白山町47-1
自由民主党岐阜県協友支部	代表者	岡田忠敏	上松忍
自由民主党山岡町支部	代表者	勝滋幸	伊藤和之
赤尾俊善後援会	代表者	伊藤白行	中島照夫
伊藤勝利を育てる会	代表者	伊藤みさ子	岩田勇
伊藤慶悟を励ます会	代表者	松井誠	松井範夫
岐阜県農協農政連盟	代表者	岡田忠敏	上松忍
	会計責任者	守屋啓司	久富定幸

酒向黨後援会	代表者	酒向 兼	栗山哲臣
星野いさお後援会	代表者	星野いさお後援会	星野いさおを育てる会
松原秀芳後援会	代表者	加藤弘文	小島勝二
山田としお岐阜県後援会	代表者	岡田忠敏	上松忍

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政友会岐阜県支部（昭和三十二年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政友会岐阜県支部が解散したため、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり変更した。

平成二十一年九月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政治団体の名称	当該政党の支部を支持する名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の名称
社会民主党岐阜県連合一区支部連合会	松原徳和	別处 雅樹	岐阜市真砂町10-18	平成21年7月31日	政党の支部	社会民主党	一以上市町村区域等
柏木喜久雄後援会	神出建雄	山口清	飛騨市古川町三之町5-7	平成20年3月31日			
安田しげきを育てる会	岩田重伸	安田久喜江	羽島郡岐南町三宅1-216	平成14年3月31日			

平成二十一年九月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更した。

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

(木)までの消印のあるもの限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十一年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九)及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政担当(電話〇五八 二七二 一一一 内線三〇四八)に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年九月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ瑞浪店

瑞浪市薬師町二丁目七番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大阪市北区大深町二丁目四八番地

(変更後) 大阪市北区大深町二番四八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年九月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダヤ洋品店 外

(変更後) 株式会社シーズプランニング 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年九月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ北方店

本巣郡北方町平成二丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社メンズショップトム 外

(変更後) 株式会社シーズプランニング 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年九月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八七 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダヤ
(変更後) 株式会社大創産業 外

平成二十一年度技能検定(後期)の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号、以下「法」という。)第四十六条第二項の規定により平成二十一年度技能検定(後期)を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種(作業)及び等級区分

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、金属溶解(鑄鉄誘導炉溶解作業)、鑄造(鑄鋼鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、金型製作(プレス金型製作作業、プラスチック成形用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診

断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメーキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、寝具製作(寝具製作作業、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、製版(DTP作業)、プラスチック成形(ブロー成形作業、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食作業、ビニルエステル樹脂積層防食作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、印章彫刻(木口彫刻作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

4 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、製麺(機械生麺製造作業)、枠組壁建築(枠

組壁工(作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工(作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工(作業)))

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

平成二十一年十一月三十日(月)から平成二十二年二月二十一日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十二年一月二十四日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

金属溶解(鑄鉄誘導炉溶解作業法に限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法に限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御法に限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造法に限る。)、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験

(2) 三級

機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法に限る。)、配管

(二) 平成二十二年一月三十一日(日)に実施する職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金(機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に限る。)、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、寝具製作、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造法に限る。)、強化プラスチック成形(積層防食法に限る。)、石材施工

(石材加工法に限る。)、パン製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法に限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図法に限る。)、印章彫刻(木口彫刻法に限る。)

(3) 三級

時計修理、冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図

(4) 単一等級

枠組壁建築、バルコニー施工

(三) 平成二十二年二月七日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

鑄造(鑄鋼鑄物鑄造作業法に限る。)、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、製版(DTP法に限る。)、プラスチック成形(ブロー成形法に限る。)、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装(鋼橋塗装法に限る。)

(2) 三級

プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形(射出成形法に限る。)、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図

(3) 単一等級

電子回路接続、製麺(機械生麺製造法に限る。)、樹脂接着剤注入施工

3 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。)

後期試験の問題の公表は、平成二十一年十一月二十日(金)から行います。

五 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料

2 提出先
(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類
千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二三三三 四七七七）

3 受付期間

平成二十一年九月二十八日（月）から平成二十一年十月九日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

六 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十二年三月十六日（火）付けて岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十二年三月十六日（火）付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

七 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二

一一一 内線三二二八）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二三三三 四七七）までお問い合わせください。

平成二十一年九月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社